

宅地化農地に係る計画策定等の期限延長申請書

年　月　日

(申請先)

横浜市　区長

申請者　住　所
氏　名
電　話　　(　　)

所有者コード

宅地化農地に係る計画策定等が、　　年12月31日までの間になされないことについて、やむを得ない理由があるため、地方税法附則第29条の5第3項の認定を受けたいので、同条第4項及び横浜市市税条例附則第15条の3第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、　　年　月　日までに、計画策定等に至らず確認を受けられないときは、地方税法附則第29条の5第9項の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の徴収猶予を取り消され、　　年度にさかのぼって徴収猶予税額(延滞金が加算された額)を納めることについては、了解しています。

所在・番付				付表	地目	地積 m ²	計画策定等を 年12月31日までの 間に行なうことができない理由	計画的な宅地 化のために予 定している計 画策定等の区分
町	丁目	本番	支号					
					の内 ()			
					の内 ()			
					の内 ()			
					の内 ()			

- (注意) 1 この申請書は、地方税法附則第29条の5第3項の規定により　　年12月3
1日までに宅地化のための計画策定等がなされないことについて、やむを得な
い理由があることの認定を受けようとする場合に、申請者が宅地化農地の所
在する区役所に提出するものです。
- 2 この申請書は、地方税法施行規則附則第8条の3第2項第2号に規定する事実を
証する書類を添付して提出してください。
- 3 記入方法は裏面に記載しておりますが、不明な点は区役所にお尋ねください。
なお、御不明な点は区役所の固定資産税担当課にお尋ねください。